

後期高齢者医療制度のお知らせ

～保険料のお支払い方法について～

- 保険料の納め方は、「年金からのお支払い(特別徴収)」と「納付書・口座振替によるお支払い(普通徴収)」の2つの方法があります。
- ご自分のお支払い方法については、保険料額決定通知書(納入通知書)をご確認ください。

岡市民課医療給付係

☎(24)2111 内線 321・467 番
北海道後期高齢者医療広域連合
☎011(290)5601 番

特別徴収

年金 からのお支払いとなります。

- 手続きの必要はありません。

・なお、次の方は特別徴収に該当せず、普通徴収となります。

- 受給している年金額が、年額 18 万円未満の方
- 介護保険とあわせて保険料が年金支給の半分を超える方

※後期高齢者医療制度に加入してからおよそ半年間は、年金からのお支払いができません。「納入通知書」や「口座振替」で納めてください。
また、前年度に保険料更正等の理由により特別徴収が中止となった方については、7月から9月までは普通徴収、10月から特別徴収となります。

普通徴収

納付書・口座振替 による金融機関でのお支払いとなります。

- 口座振替に切り替わるまで、1か月程度かかる場合があります。



保険料のお支払いを「口座振替」に変更できます。

- 納付書、年金でお支払いの方は、口座振替に変更することができます。
- 税申告の際、「社会保険料控除」は、保険料をお支払いする方(口座名義人)が受けられます。

お申し出の際には、「本人の保険証、預金通帳、お届け印」が必要です。「口座振替」をご希望される方は、市民課医療給付係までお申し出ください。

※「年金」のお支払いから変更できる時期は、申し出の時期により異なります。

国勢調査へのご協力 ありがとうございました



- 皆さんの調査票は、厳重な管理の下集計されます。
 - 平成23年2月には速報結果として日本の最新の人口・世帯数が明らかになります。
- 国勢調査については、総務省統計局のホームページ「国勢調査e-ガイド」をご覧ください。

国勢調査e-ガイド

検索

<http://www.stat.go.jp/data/kokusei/2010/kouhou/index.htm>



国勢調査

岡平成22年国勢調査紋別市実施本部
企画調整課統計係 ☎(24)2111 内線 214 番

札幌紋別会の開催について

札幌やその近郊に住む紋別出身の方、紋別に縁のある方々が集まり札幌紋別会を開催します。

市民の皆さんも仕事や旅行でお出かけの際は、是非ご出席ください。



日時 11月5日(金) 18時～

場所 センチュリーロイヤルホテル
20階真珠の間
(札幌市中央区北5条西5丁目)

会費 6千円

その他 出席される方は直接会場へお越しください。

岡観光交流推進室(交流・空港対策担当) ☎(27)5180 番



暮らしの情報箱

市役所 代表 ☎(24)2111 番

お知らせ

年金係から

11月は「ねんきん月間」です

「ねんきん月間」は公的年金の意義や役割を正しく認識し、年金制度への意識を高めることを目的としています。

これを機に今一度ご自分の年金記録や年金番号などの確認をお願いします。

社会保険料控除証明書が送付されます

平成22年中に国民年金保険料を納付された方には、「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が11月または翌年2月に送付されます。

11月に送付される方々平成22年1月1日から9月30日までの間に国民年金の保険料を納付された方。

翌年2月に送付される方々平成22年10月1日から12月31日までの間に今年初めて国民年金の保険料を納付された方。

※11月に送付された場合は、翌年2月には送付されません。国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象となりますが、年末調整や確定申告の際には控除証明書や領収書の添付が義務付けられていますので大切に保管してください。

○「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」に記載されている月分以外の保険料を12月31日までの間に納付した場合、今年分として申告ができます。

後から納付した保険料分の「領収書」も添付し、合算して申告してください。

○ご家族の国民年金保険料を納付された場合は、納付した方がその保険料を申告することができます。

収納業務の民間委託について

日本年金機構では、国民年金保険料を納め忘れの方に対して、電話・文書・訪問などによる納付や免除等の申請手続きのご案内を民間事業者に委託しています。

この度、平成22年10月から委託事業者が「日立キャピタル債権回収・日立キャピタル共同企業体」に変更になりました。

注意点

・委託事業者が電話により納付のご案内を行う場合、日本年金機構が発行する納付書で納めていただくようお願いします。銀行の口座番号を指定し、ATMの操作により保険料の振り込みを

お願いすることはありません。

・委託事業者の「納付督促員」が訪問して保険料をお預かりする場合は、身分証（納付督促員証）を提示し、日本年金機構が発行する納付書をお持ちの方に限り、保険料をお預かりすることが可能となっています。納付書をお持ちでない方から、保険料をお預かりすることは決してありません。

国民課国民年金係

☎内線 230・228 番

北見社会保険事務所

☎0157(25)9635 番

市税等の納期

区 分	納 期	問い合わせ先
国民健康保険税第5期	11月25日(木)	税務課市民税係 ☎内線 306・393 番
介護保険料第5期		介護保険課管理係 ☎内線 462 番
後期高齢者医療保険料第5期		市民課医療給付係 ☎内線 321・467 番

移動相談窓口(納税・市営住宅使用料等)

日 時	場 所	問い合わせ先
11月25日(木) 17時30分～ 20時	市役所 みどり保育所(緑5) 落石高齢者ふれあいセンター(落3) 南が丘団地公営住宅集会所(南3) 落石1丁目団地コミュニティー ルーム(落1 1号棟1階) 道営住宅学園団地集会所(落4)	税務課納税係 ☎内線 244・294 番 建築住宅課住宅管理係 ☎内線 433・395 番

訂正とお詫び

(広報10月号 8ページ 年金係から)

「扶養親族等申告書」の内容に一部誤りがありました。訂正してお詫びいたします。

扶養親族等申告書の提出期限

(誤) 12月3日(金) → (正) 12月1日(水)